

内閣参質一八〇第六五号

平成二十四年三月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岡田克也

参議院議長 平田健二殿

参議院議員浜田昌良君提出原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のとおりである。

二について

御指摘の「環境省の担当者が福島県に対し、「原子力規制庁の設置が四月から遅れると福島県健康管理基金の積み増しによる新生児の聴覚検査支援等の予算の執行が大幅に遅れる」と地元の不安を煽る発言を行」い、「予算をまるで「人質」にするかのように原子力規制庁の拙速な設置を誘導しようとした」という事実は把握していないが、そのような誤解を与えることのないよう、事実を正確に伝える努力を行ってまいりたい。

三について

御指摘のとおりであり、御指摘の経費に係る予算については、平成二十四年度一般会計予算総則第十四条に基づき移替えを行い、現行の関係省庁設置法に規定する所掌事務に基づき執行することができると考えている。

四について

御指摘の交付金に係る予算については、仮に原子力規制庁が平成二十四年四月一日に設立されなかった場合は、同庁が設立されるまでの間、経済産業省において執行することとしている。

また、福島県への同交付金の交付時期については、同月を予定している。